

公立大学法人宮崎県立看護大学

令和元年度 業務実績評価書

令和2年8月

宮崎県地方独立行政法人評価委員会

## 目次

1 評価の基本的な考え方	・・・ 1
2 評価の結果	
(1) 全体評価	・・・ 2
(2) 項目別評価	・・・ 3
第1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置	・・・ 3
第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置	・・・ 5
第3 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置	・・・ 5
第4 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するための措置	・・・ 6
第5 その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置	・・・ 6

## 1 評価の基本的な考え方

宮崎県地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）は、地方独立行政法人法第78条の2第1項の規定に基づき、公立大学法人宮崎県立看護大学（以下「法人」という。）の令和元年度における業務の実績について、以下の基本方針等により、法人の作成した業務実績報告書を検証し、その結果を踏まえて評価を実施した。

### (1) 評価の基本方針

- ① 大学の教育研究の特性及び大学の自主性・自律性に配慮しつつ、法人の業務運営の充実・改善に資するものとする。
- ② 評価に関する一連の過程を通じて、法人の教育及び研究並びに組織及び運営の状況を分かりやすく示し、社会への説明責任を果たしていくものとする。
- ③ 本県における看護教育・研究・研修の中核機関として、法人が実施する地域社会と連携した取組等について、積極的に評価を行うものとする。
- ④ 次期中期目標及び中期計画の検討や法人の組織及び業務運営の見直し検討に資するものとする。

### (2) 項目別評価

評価委員会は、次の項目ごとに、ⅣからⅠの4段階で評価を行うとともに、高く評価する点や、中期計画の達成に向けて取組を強化すべき点等についての意見を記述する。

- 第1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置
- 第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置
- 第3 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置
- 第4 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するための措置
- 第5 その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置

< 4段階 >

評価区分	評価内容
Ⅳ	年度計画を順調に実施している
Ⅲ	年度計画を概ね順調に実施している
Ⅱ	年度計画を十分に実施していない
Ⅰ	業務の大幅な改善が必要である

### (3) 全体評価

評価委員会は、項目別評価の結果を踏まえ、当該事業年度における業務実績全体についての総合的な評価を記述する。

また、必要がある場合は、法人に対する業務運営の改善その他の勧告事項を記述する。

## 2 評価の結果

### (1) 全体評価

#### ① 総合的な評価

宮崎県立看護大学は、平成9年に開学し、平成29年度からは、公立大学法人宮崎県立看護大学として、大学像である「地域社会と連携し、本県の保健・医療・福祉の充実に貢献する大学」の実現を目指している。

法人設立後、3年度目となる令和元年度も、理事長及び学長のリーダーシップの下、評価委員会における意見等も踏まえ、様々な点に改善を加えながら、大学運営に取り組んできたところである。

教育研究に関しては、年度計画を概ね順調に実施しており、主な成果としては、日本看護系大学協議会の示した教育課程の指針を踏まえたカリキュラムの体系性の確認や、卒業生を採用した全国医療機関への調査等によりカリキュラムの継続的な評価・見直しを行っていること、令和元年度から1、2年生を対象とした就職ガイダンスを初めて実施し、入学当初から一貫したキャリア支援をできるように取り組んでいること、全学を上げての研究に対する意識醸成により科学研究費助成事業における新規採択数が大きく増加したこと等が挙げられる。

一方、中期目標・中期計画において掲げられている県内就職率について、令和元年度の実績は37.0%で、前年度の34.4%から改善は見られたものの、目標の50%以上に届いていないことから、今後も関係機関と連携し効果的な対策を促進することが求められる。

教育研究以外に関しては、年度計画を概ね順調に実施しており、主な成果としては、学生及び教職員への電気使用量の定期的な周知、照明のLED化及び業務の見直し等により経費の大幅な削減につながっていることが挙げられる。

全体を総合的に見ると、一部改善の余地はあるものの多くの項目で年度計画を達成できていることから、令和元年度の業務実績は順調に進捗していると認められる。引き続き、中期目標・中期計画の達成に向け、着実な業務の推進とその成果に期待する。

#### ② 業務運営の改善その他の勧告事項

改善勧告を要する事項はない。

## (2) 項目別評価

### 第1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置

#### ① 評価結果及び判断理由

##### ア 評価結果

Ⅲ	年度計画を概ね順調に実施している
---	------------------

##### イ 判断理由

法人の小項目評価では、全90項目のうちA評価が26項目（28.9%）、B評価が64項目（71.1%）であった。

評価委員会で検証したところ概ね同様であるが、学部卒業生の県内就職率において課題が残っていることなどを総合的に判断し、評価については「Ⅲ」に相当すると認められる。

#### ② 高く評価する点や、中期計画の達成に向けて取組を強化すべき点等

##### 《教育に関する目標を達成するための措置》

###### （教育の内容）

- 「看護学士課程教育におけるコアコンピテンシーと卒業時到達目標」（日本看護系大学協議会）を踏まえたカリキュラムの体系性の確認や、卒業生を採用した全国医療機関への調査等により、現行のカリキュラムの継続的な評価・見直しを行っている。
- 令和元年度から1、2年生を対象とした就職ガイダンスを初めて実施し、入学当初から一貫したキャリア支援できるように取り組んでいるが、引き続き、県内就職率の向上に向け様々な取組を行ってほしい。
- 「健康支援演習」などの地域理解を深める授業科目の履修促進や高原町との包括的連携協定に基づく施設実習の実施等により、地域の健康課題解決に向けた実践的教育を行っている。

###### （学生の確保）

- 令和3年度入試から県外推薦枠を廃止するなど入学者選抜方法の見直しを進めているが、今後も、県内出身の入学生を多く確保できるよう入学者選抜方法については検討を継続してほしい。
- 高校生、保護者、学校関係者を対象に実施しているオープンキャンパスにおいて参加者の満足度は高くなっているとともに、模擬講義・進学説明会の参加者も増加している。

#### (教育の実施体制)

- 教員の確保について、公募で広く優秀な人材確保に努めているが、全国的な看護系教員不足の状況もあり全ての充足には至っていない。他大学と連携した教員確保など効果的な方策の検討を進めるとともに、教育体制に支障のないよう、教員の適正配置に努めてほしい。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、迅速に学内の対策本部を立ち上げ、様々な緊急措置を講じながら教育が行われている。引き続き、学内外での感染対策の徹底や、ICTへの計画的な投資等を行い、学生が安心して学ぶことができる教育環境を整備してほしい。

#### (学生支援)

- 県内就職率の向上を目指し、卒業生の看護実践を知る会や知事とのランチミーティングの実施、学生からの希望の多い急性期患者への看護実習フィールドの追加など様々な取組を行っているが、今年度の実績は37.0%で目標の50%以上には届いていない。  
学生に対し、実習受入れ医療機関と連携した県内就職の魅力紹介や県内医療機関情報の提供など、引き続き、医師会、看護協会等と意見交換を行い、県内就職率の向上につながる取組を展開してほしい。
- 卒業生のUターン支援として、教員及び就職相談員がUターン希望者の相談対応を行うとともに、県内にUターン就職した卒業生にアンケート調査を実施している。今後は、アンケート調査を分析し、より効果的な取組を検討するとともに、同窓会組織も活用しながら、Uターンを希望する卒業生へのサポート体制を強化してほしい。
- 地域推薦入学生を対象とした「地域医療を考える看護学生スタートアップ講座」の開催や交流会の実施など様々な支援策を実施している。引き続き、推薦地域への就職や定着につながるよう、関係医療機関や看護協会と連携した新人教育などキャリアアップ支援策の充実に取り組んでほしい。

#### 《研究に関する目標を達成するための措置》

- 重点研究・教育助成事業、若手奨励研究助成事業による研究費の追加配分を行うなど、大学全体で研究に対する気運の醸成を図り、令和元年度の科学研究費助成事業の新規採択数は9件で前年度から大きく増加している。

#### 《地域貢献に関する目標を達成するための措置》

- 感染管理認定看護師教育課程を3年ぶりに再開し、17名の研修生が受講した。  
宮崎県立看護大学は県内唯一の認定看護師教育機関であることから、今後も、教員の有する専門性を生かし、県の取り組む感染症対策への支援や地域社会への還元を行ってほしい。
- 看護研究・研修センターを中心に、県や県立図書館との共催による「神話のふ

るさと県民大学」公開講座等の開催（参加者計951名）、看護職者を対象とした研修会の開催（受講者計1,559名）などの事業が展開されている。

## 第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

### ① 評価結果及び判断理由

#### ア 評価結果

Ⅲ	年度計画を概ね順調に実施している
---	------------------

#### イ 判断理由

法人の小項目評価では、全13項目がB評価であった。

評価委員会で検証したところ概ね同様であるが、学生の事務局対応満足度において課題が残っていることなどを総合的に判断し、評価については「Ⅲ」に相当すると認められる。

### ② 高く評価する点や、中期計画の達成に向けて取組を強化すべき点等

- 外部講師を招聘した接遇研修等の実施により、前年度からの課題であった「学生の事務局対応満足度」は改善が見られる。引き続き、職員間で調査結果を共有し意識改革を行い、窓口対応のサービス向上等に取り組んでほしい。

## 第3 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

### ① 評価結果及び判断理由

#### ア 評価結果

Ⅳ	年度計画を順調に実施している
---	----------------

#### イ 判断理由

法人の小項目評価では、全9項目のうちA評価が4項目（44.4%）、B評価が5項目（55.6%）であった。評価委員会で検証したところ同様であり、評価については「Ⅳ」に相当すると認められる。

### ② 高く評価する点や、中期計画の達成に向けて取組を強化すべき点等

- 科学研究費助成事業の新規採択件数の増加により、多額の外部資金の確保につながっている。引き続き、申請がしやすい環境を整えるための様々なサポートを実施し、外部資金の獲得による自己収入の増加を図ってほしい。
- 学生及び教職員への電気使用量の定期的な周知、照明のLED化及び施設・設

備等の保守管理業務の見直し等により、経費の大幅な削減につながっている。

- 空調設備、受変電設備の大規模改修計画や学内システムの更新に向けたシステム最適化計画を策定し、計画的な設備改修を進めている。

#### 第4 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するための措置

##### ① 評価結果及び判断理由

###### ア 評価結果

IV	年度計画を順調に実施している
----	----------------

###### イ 判断理由

法人の小項目評価では、全6項目のうちA評価が1項目(16.7%)、B評価が5項目(83.3%)であった。評価委員会で検証したところ同様であり、評価については「IV」に相当すると認められる。

##### ② 高く評価する点や、中期計画の達成に向けて取組を強化すべき点等

- 評価委員会の指摘事項について年度ごとの対応を整理するなど、計画的な業務改善に取り組んでいる。引き続き、自己点検・評価や評価委員会の評価内容等を教職員間で共有し、更なる業務改善に取り組んでほしい。
- 令和元年度から、大学の研究情報をわかりやすく発信するため、新たに「研究シーズ集2019年度版」を作成しホームページに掲載している。

#### 第5 その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置

##### ① 評価結果及び判断理由

###### ア 評価結果

IV	年度計画を順調に実施している
----	----------------

###### イ 判断理由

法人の小項目評価では、全7項目のうちA評価が1項目(14.3%)、B評価が6項目(85.7%)であった。評価委員会で検証したところ同様であり、評価については「IV」に相当すると認められる。

##### ② 高く評価する点や、中期計画の達成に向けて取組を強化すべき点等

- 大規模災害に対応したマニュアルの整備に加え、災害時の学生安否確認のための仕組みを整備している。引き続き、様々な状況を想定した訓練の実施等により、学内の危機管理体制の充実強化を図ってほしい。